

## 松江市における図書館のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第 1 条 松江市における図書館の今後のあり方について広く市民の意見を聞くため、松江市における図書館のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第 2 条 検討委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表
- (3) 学生
- (4) 乳幼児、児童、生徒等の保護者
- (5) 学校教育、市民活動団体、市内企業、まちづくり NPO 等の関係者
- (6) 公募に応じた者

3 検討委員会に委員長 1 人、副委員長 1 人を置く。

- (1) 委員長は、委員の互選によりこれを定める。副委員長は委員の内から、委員長がこれを任命する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときにはその職務を行う。

### (任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

### (会議)

第 4 条 検討委員会の会議は、教育長が招集する。

### (庶務)

第 5 条 検討委員会の庶務は、松江市立図書館事務局において処理する。

### (その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年 10 月 2 日から施行する。

この要綱は、令和元年 12 月 16 日から施行する。